

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 脇田漁港フィッシャリーナにおける使用料の徴収事務の委託【産業経済局農林水産部水産課】 3147
- 障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 3148

### ◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【市選挙管理委員会事務局選挙課】 3149

北九州市告示第441号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、脇田漁港フィッシャリーナにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年12月6日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者                  |                       | 委 託 期 間                          |
|------------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 名 称                    | 住 所                   |                                  |
| 北九州市筑前海区海面<br>利用適正化協議会 | 北九州市若松区大字安<br>屋1742番地 | 平成24年11月1日<br>から平成25年3月3<br>1日まで |

北九州市告示第442号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所（精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地     | 辞退理由  | 辞退年月日       |
|---------------|--------------------|-------|-------------|
| 三嶋小児科医院       | 北九州市八幡東区中央三丁目6番13号 | 閉院のため | 平成24年12月29日 |

2 調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地     | 辞退理由  | 辞退年月日      |
|---------------|--------------------|-------|------------|
| 寺迫口薬局         | 北九州市小倉南区葛原東二丁目2番3号 | 閉局のため | 平成24年11月2日 |

北九州市選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成24年12月3日

北九州市選挙管理委員会

委員長 疋田 慶一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,074人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万614人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万9,514人

小倉北区 5万8人

小倉南区 5万8,035人

若松区 2万3,423人

八幡東区 2万159人

八幡西区 7万81人

戸畑区 1万6,676人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
13万3,947人